

内部統制システム構築の基本方針

当社は、「会社法」第 362 条第 4 項第 6 号および「会社法施行規則」第 100 条第 1 項、第 3 項に基づき、会社運営における内部統制に関わる諸事項について基本的な方針を定め、会社業務の適正な運営に資することを目的として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を以下のとおり制定する。

OLCグループ役職員は、高い倫理観のもと、法令や社会的規範を遵守し、

- ① 安全を何よりも優先します。
- ② 人権を尊重し、差別やハラスメントを防止します。
- ③ 公正、透明な取引を行います。
- ④ 個人情報を含む秘密情報を厳格に管理します。
- ⑤ 反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。

また、コンプライアンス上の行動規準として「ビジネスガイドライン」を制定する。

(2) 会社経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

(3) コンプライアンス委員会は、役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、経営層または経営会議ならびに監査役会に対してこれを報告することとする。

(4) 監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は取締役の法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告することとする。

(5) 執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置くこととする。

(6) 当社における内部通報窓口として従業員相談室を設置する。

(7) コンプライアンスに関する社内教育・啓蒙活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理の基本的な事項を定めた「OLCグループリスク管理規程」を制定する。

(2) 会社が保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。

- (3) リスクマネジメントサイクルを統括する組織として社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- (4) リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。
- (5) リスクが現実化した場合の対応組織として、「ECC (Emergency Control Center)」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は法令および「OLCグループ情報セキュリティポリシー」、「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。
- (2) 情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。
- (2) 意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」および「テーマパーク会議」を設置する。
- (3) OLCグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 上記1から4に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。
- (2) 当社が当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置することとする。
- (2) 当該スタッフの人事評価は常勤監査役が行うこととし、人事異動については常勤監査役の同意を要するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに監査役にこれを報告することとする。緊急を要する場合は、従業員が直接監査役に報告することとする。
- (2) 役職員が監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告することとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役、会計監査人、内部監査部門は緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施することとする。
- (2) 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、テーマパーク会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べるができることとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する組織として、社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置する。
- (2) 監査部は、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

以上